

【医療情報】新型コロナウイルス関連情報(2月13日現在)

【ポイント】

- 亜科学・技術・イノベーション省所管のPAISプロジェクトによると、亜で初めて英国型変異種の市中感染が確認されました。
- 当国に居住、または短期的に滞在している方を対象とした強制距離措置は、2月28日まで延長されました。非居住者の入国禁止も同日まで延長されております。
- 日本における緊急事態宣言が解除されるまでの間、日本人の帰国者を含む、全ての入国者等に対し、出国前72時間以内の検査証明の提出が求められるとともに、入国時のPCR検査を実施されます。
- 2月17日以降、オタメンディ病院(ブエノスアイレス市)で、渡航目的のPCR検査が可能となり、日本政府所定の検査証明同内容が記載された検査証明(英語)の発行が可能です。2月16日以前に受検が必要な方は当館までご相談ください。
- 亜国内での新型コロナウイルス感染症の拡大に鑑み、感染防止の観点から来訪者が窓口で密集することを避け、また手続きを迅速に対応させていただくべく、事前に来館時間を当館と調整していただきますよう、ご協力をお願いします。

【本文】

1 英国型変異種の市中感染確認

(1) 13日、サルバレッツァ科学・技術・イノベーション大臣は、同省が所掌する新型コロナウイルスのゲノム解析プロジェクト(PAISプロジェクト)の調査により、2例の英国型変異種及び複数例のリオデジャネイロ型変異種が新たに確認された旨ツイッターに投稿しました。

(2) PAISプロジェクトの12日付報告書によると、新たに確認された英国型2例のうち、1例は米国からの帰国者でしたが、もう1例については、海外渡航歴も輸入症例との濃厚接触も確認されず、亜において初めての英国型の市中感染例となりました(注: 同型は累計3例がこれまでに確認)。

また、同報告書によると、リオデジャネイロ型変異種が新たに14例確認されました(注: 同型は累計27例がこれまでに確認)。

2 日本における新たな水際対策措置(1月8日付外務省海外安全広域情報)

(1) 措置の概要

1月8日、日本において新たな水際対策措置が決定されました。新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言発出に伴い、同解除宣言が発せられるまでの間、全ての入国者・再入国者・帰国者に対し、出国前72時間以内の検査証明の提出を求められるとともに、入国時の検査が実施されますので、日本への帰国等

の際にはご注意ください。

なお、本件措置の詳細は、外務省海外安全ホームページ(リンク下)をご確認ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C006.html

(参考:厚生労働省ホームページ(リンク下))

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

(2)有効な「出国前検査証明」

上記措置において、入国等時に提出を求められる検査証明は次のとおりです(詳細リンク下)。

ア 日本政府所定のフォーマット

イ 日本政府所定フォーマットと同項目が英語で記載された医療機関任意のフォーマット

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25_001994.html

3 上記、有効な「出国前検査証明」に対応可能な当地医療機関

2月17日以降、オタメンディ病院(ブエノスアイレス市)で、渡航目的のPCR検査の受け付けが可能となります。同院では、日本政府所定の検査証明と同内容が記載されている検査証明(英語)の発行が可能です。2月16日以前に受検が必要な方は当館までご相談ください。

●医療機関

Sanatorio Otamendi(オタメンディ病院)

●住所

Azcuenaga 880, CABA

●受付時間

月～金 8:00～18:00

土・日 8:00～12:00

・予約は不要です。

●予約から結果通知まで

・受付にて「日本への渡航目的でPCRを受検したい」旨を伝えてください。

・受付にて、下記の情報を記載した紙面を提出してください。

– Nombre y Apellido(氏名)

– Numero de Pasaporte(旅券番号)

– Fecha de nacimiento(生年月日)

– Sexo(性別)

– Nacionalidad(国籍)

- Correo electronico (電子メールアドレス)

- Telefono(電話番号)

・結果(検査証明)は24～48時間以内にメールにて送付されます。通常、午前中に受検した場合は当日夜には結果が発行されますが、午後に受検した場合は翌日の結果発行となります。

・日本政府所定の検査証明フォーマット(以下リンク参照)にサインをもらうことはできませんが、同院の発行する検査証明には、所定フォーマットと同内容が記載されます。ただし、受領後は、必要情報が記載されているかご確認をお願いします。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25_001994.html

4 当館領事班窓口にご来館の皆様へ(事前連絡についてのお願い)

アルゼンチン国内での新型コロナウイルス感染症の拡大に鑑みまして、感染防止に最大限努めるとの観点から、来訪される方々が窓口で密集することを避け、また、当館領事班窓口での諸手続きを迅速に対応させていただくべく、是非とも事前にご連絡をいただき来館される時間を当館と調整していただいた上でご来館いただきますよう、何卒ご協力を宜しくお願いいたします。

なお、本件事前連絡は当館領事班代表メール(conbsas@bn.mofa.go.jp)又は当館領事班代表電話(011-4318-8220)にて対応させていただきます。

※ このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

「たびレジ」簡易登録された方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete> (了)